

# 『司法試験合格コーチ・西口と走る 2017 合格ロード』

## ～短答 8 割・論文 1000 番はこう掴め。』

### <平成 28 年度司法試験総括>

#### ■択一試験

合格点；114 点

合格者；4,621 人

平均点；133.2 点

8 割取ると→1367 位

#### ■論文試験

問題傾向のマイナーチェンジ

#### ■最終合格者数は？

### <短答 8 割の方法論>

#### ■公式見解

司法試験（新司法試験）本試験の短答式による筆記試験は、裁判官、検察官又は弁護士となろうとする者に必要な専門的な法律知識及び法的な推論の能力を有するかどうかを判定することを目的とするものであるが、その出題に当たっては、法科大学院における教育内容を十分に踏まえた上、基本的事項に関する内容を中心とし、過度に複雑な形式による出題は行わないものとする。

#### ■知識

・過去問のリメイク問題

- ・ Aランク論点

#### ■ 解法論

- ・ 様々な解法テクニック
- ・ 国語力

Q. 肢別本を何度も解いていますが、点数が伸びません。

A. 回数より質を重視すべきでしょう。

Q. 問題を解くのに時間がかかり過ぎます。

A. 解答力が不足しているのではないのでしょうか。

※短答の合理的な学習方法とは？

- ・ 論文論点で点数を取る
- ・ 本試験で頻出分野をマスターする  
→ 図表化の重要性
- ・ テクニックの習得
- ・ 問題演習  
→ 二度と間違えないようにする工夫

### <論文1000番の方法論>

#### ■ 公式見解の紹介（平成27年度司法試験採点実感等に関する意見）

1000番付近の答案とは、優秀な答案と同様の論点に触れつつも、自説の根拠の論述がやや不十分であったり、事業譲渡又は事業の「重要な」一部の譲渡への該当性について、事実の当てはめがやや不十分な答案などである。

#### ■ 具体的なイメージ

- ① 基本論点の正確な把握（Aランク）
- ② 時間内に答案作成する力
- ③ 事実認定の具体性

↓

再現答案の分析をしましょう

■受験生のレベルはどうか？

採点実感等に関する意見のニュアンスの変化  
→事実認定，事案に即してから基本的事項へ

<次年度に向けて>

■合格者数は？

1500人なのか

■夏からの対策は？

何をするのか？

基本書の読み込み

判例集の読み込み

過去問の検討

↓

大事なことはAランク論点を確実にすること

※Aランクとは何か

本試験で頻出の重要論点（パレートの法則）

≠LSで学習した内容ではない

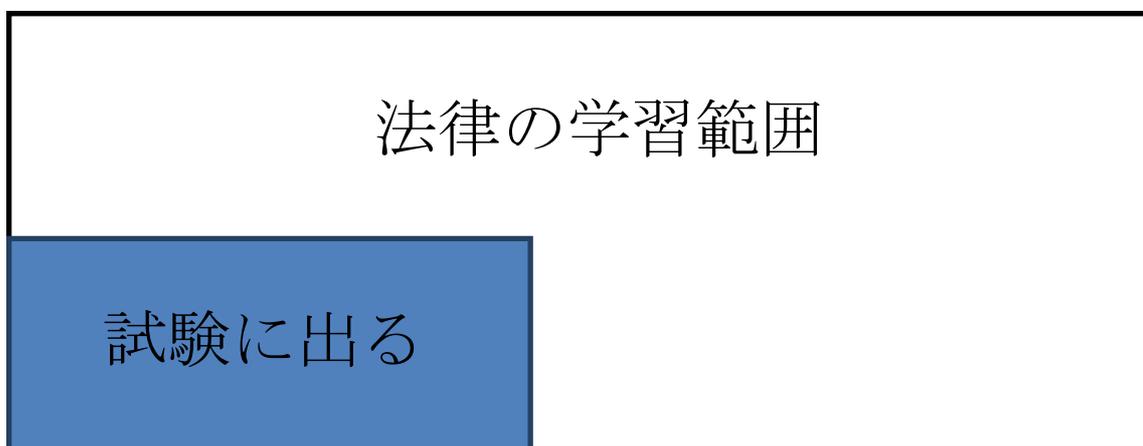
※記憶をすればいいのか？

→理解しなければならない

※基本とは何か

=Aランクの論点のこと

【パレートの法則】



# 司法試験作法ノート

## <憲法>

### 【憲法の公式】

公式1 ; 制約されている生の自由を認定し, その上で憲法上の条文に該当する  
検討すること

公式2 ; 原告代理人の主張においては, 荒唐無稽な主張はせず, 勝ち筋を意識  
すること

公式3 ; 被告の反論は1まとめに書いて良い

公式4 ; あなたの見解を書くにあたっては, 原告・被告の主張を踏まえた上で,  
自分の立場を明らかにすること

公式4 : 違憲審査基準を定立するにあたっては, 一般論を踏まえたうえで, 本  
件事案の特殊性を踏まえて適宜修正すること

→**人権の重要性, 制約態様**の両面から

公式5 ; あてはめは事実を豊富に引用し, 具体的に検討すること

公式6 ; 法令違憲と適用違憲, 処分違憲を峻別すること

公式7 ; 与えられた資料は徹底的に活用すること

|    | 厳格         | 中間     | 緩やか    |
|----|------------|--------|--------|
| 目的 | 必要不可欠      | 重要     | 正当     |
| 手段 | 厳密に定められた手段 | 実質的関連性 | 合理的関連性 |

## <行政法>

### 【行政法の公式】

- 公式1 ; 個別法を読み込むこと
- 公式2 ; 資料を使いこなすこと
- 公式3 ; 法的三段論法を意識すること
- 公式4 ; 誘導文に即して書いていくこと
- 公式5 ; 実益を示した訴訟類型の選択をすること
- 公式6 ; 仮の救済手続を忘れないこと
- 公式7 ; 訴訟類型間を意識すること
- 公式8 ; バランス配分に気を付けること

## <民法>

### 【民法の公式】

- 公式1 ; 具体的な事実から問題点を発見すること
- 公式2 ; 具体的な事実即して抽象的な法原則を使いこなすこと
- 公式3 ; 答案中に基本的な理解を示すこと
- 公式4 ; 具体的な事案に即して当てはめをしていくこと
- 公式5 ; 分量配分を意識すること
- 公式6 ; 争点間にメリハリをつけること
- 公式7 ; 不当な結論にならないようにすること

### 【訴訟物の視点】

- ・ 当事者の望んでいるものの探求
  - ⇒ 金なのか、物なのか
- ・ 未知の論点か既知の論点か
  - ⇒ 制度の探索
  - ⇒ パンデクテン体系を裏から探る
- ・ 法律関係の整理
  - ① 意思に基づく法律関係

⇒契約等

- ②意思に基づかない法律関係（平成27年度）
  - ・法定債権（事務管理，不当利得，不法行為）
  - ・物権

### 【法的三段論法の視点】

- ①条文がある場合
  - ⇒条文の文言の理解
- ②条文があるか不明確な場合
  - ⇒趣旨に立ち返った解釈論
- ③条文がない場合
  - ⇒制度趣旨からの議論
  - ⇒類推適用
- ④条文が矛盾する場合
  - ※条文を意識すれば自ずと法的三段論法は完成する
  - ＝司法試験は，事実（問題文）を条文（六法）に当てはめ妥当な結論を導く試験
  - ≠高度な法議論は不要

## <商法>

### 【商法の公式】

- 公式1；基本的な論点の把握
- 公式2；条文の的確な理解
- 公式3；判例の事案を含めた理解
- 公式4；問題文のヒントを有効活用する
- 公式5；資料を徹底的に活用する
- 公式6；具体的な事実認定の意識
- 公式7；近接法分野の意識

※条文が引けなくてもあせらない。深呼吸して目次を読もう。

## ＜民事訴訟法＞

### 【民事訴訟法の公式】

- 公式1；基本原理・原則の把握
- 公式2；問題点に対する多角的な視点からの分析
- 公式3；誘導文を正確に読み取ること
- 公式4；基本的な判例の理解
- 公式5；現場思考的な部分では悩みを見せればよい
- 公式6；配点割合の意識
- 公式7；形式面の充実

### 【判例問題の作法】

- ①判例を素直に読む
  - どのような事例について、どのような理由により、どのような規範を定立し、結論を導いたのか？
- ②本件事案へのあてはめ
  - ※判例の射程が広くないことを意識せよ。

### 【現場思考問題の作法】

- ①問題文を素直に読む
- ②基本原理・原則は何かを確認する
- ③誘導に即して何とか問いに答える

## ＜刑法＞

### 【刑法の公式】

- 公式1；問題文の事実を実務的に読むこと
- 公式2；条文引用を忘れないこと
- 公式3；刑法総論の問題では体系を意識すること
- 公式4；刑法各論では、構成要件へのあてはめを意識すること

公式5 ; 罪数評価を忘れないこと

公式6 ; 事実の多寡による分量配分をすること

公式7 ; 結論の妥当性

公式8 ; 2次規範を意識すること

### 【採点方針】

具体的事例について、それぞれの罪責を問うことにより、刑事実体法及びその解釈論の知識と理解、具体的な事案を分析してそれに法規範を適用する能力及び論理的な思考力・論述力を試すものである。

### <行為の1個性の問題>

客観的関連性と主観的な関連性が認められる場合

→客観的な関連性

①侵害法益の同一性, ②時間的場所的近接性, ③行為態様の同一性

→主観的な関連性

意思の連続性

### <共謀の射程の問題>

共謀の射程については一般論として因果性の問題として考える。

共謀の射程については、個別の事案ごとに判断することになる。具体的には客観的な行為態様の共通性、共謀の内容、行為者の影響力の程度等を考慮して判断することになる。

### <刑事訴訟法>

#### 【刑事訴訟法の公式】

公式1 ; 問題文の事実を実務的に読むこと

公式2 ; 条文引用を忘れないこと

公式3 ; 捜査の問題では、令状の効力と任意処分の限界

公式4 ; 規範定立にあたっては判例の射程を意識すること

公式5 ; 事案に即した具体的なあてはめを行うこと

公式6 ; 伝聞法則の問題は、問題文から要証事実を的確に認定すること

#### 【採点方針】

捜査・公判に関する具体的事例を素材として、そこに生起する刑事手続上の問題点を抽出させ、その解決に必要な法解釈と、法適用にとって重要な具体的事実の分析・評価や具体的帰結に至る過程を論述させることにより、刑事訴訟法及び関係法令の解釈に関する学識とその適用能力及び論理的思考能力を試すものである。

■ 捜索・差押えの令状発付要件（憲法 35 条 1 項， 218 条 1 項）

「正当の理由」

① 捜索・差押えの理由

- ・ 被疑者が「罪を犯したと思料される」こと（規 156 条 1 項）
- ・ 捜索については証拠物存在の蓋然性（222 条 1・102 条 2 項），差押えについては証拠物と被疑事実との関連性をいう（222 条 1 項・99 条 1 項）

② 必要性

被処分者の不利益を勘案しても相当性が認められること

■ 伝聞と非伝聞

- ・ 立証趣旨から供述内容を確認
- ・ 証拠構造から供述により立証できる事項を確認（要証事実）
- ・ 当該事項を立証するのに供述内容の真実性が問題となるか検討